

## 「EU 域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」 への対応について

平成 30 年 9 月、個人情報保護委員会より、日 EU<sup>1</sup>間での相互の個人データ移転を図るため、「個人情報保護に関する法律に係る EU 域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」（以下、「補完的ルール」という）が公表されました。

この「充分性認定」とは、欧州委員会が、特定の国や地域が個人データについて十分な保護水準を確保していると決定することをいい、この度、日本も“充分性認定”を受けることになり、EU 域内の法制度に基づいた、企業間の契約条項等で適切な保護措置を確保することなどの他の条件を満たさなくても、日本国内法と「補完的ルール」を遵守すれば、EU 域内の事業者から個人データの移転を受けることが可能となります。

「補完的ルール」については、EU 域内から日本国内への個人データの移転に際して、個人情報保護制度の相違点を埋めるための法的拘束力を有するものであるため、EU 域内から充分性認定により移転を受けた個人データを取扱う事業者は、補完的ルールの施行後<sup>2</sup>、個人情報保護法に加え、「補完的ルール」の遵守が必要となります。

このため、プライバシーマークの審査において、「補完的ルール」の対象となる事業者については、当該事業者の個人情報保護マネジメントシステムが「補完的ルール」にも対応していることを確認します。補完的ルールの対象となる事業者におかれましては、本資料に示す事項をご参照の上、ご対応をお願いします。

なお、補完的ルールの対象となるかご判断が難しい場合等、本件に関してご不明な点がありましたら、申請先審査機関及び JIPDEC までご相談ください。

---

<sup>1</sup> ここでの「EU」とは、EU 加盟国 28 か国の他、アイスランド、リヒテンシュタイン及びノルウェーも含まれます。

<sup>2</sup> 補完的ルールの施行日は、欧州委員会が、日本が個人データについて十分な保護水準を確保していると決定し、その効力が生じる日となります。

## 1. 審査で補完的ルールへの対応状況を確認する事業者

### 【審査での確認】

- ・日本国内において以下の個人情報を取り扱う事業者は、補完的ルールへの対応をしなければならぬ。
  - 1) 自社の子会社や支店を含む EU 域内の事業者から充分性認定に基づき移転された個人情報
  - 2) 他の個人情報取扱事業者から提供を受けた1) に該当する個人情報以下、上記1) 及び2) を総称して「EU 域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報」という。
  
- ・「EU 域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報」の取扱いがない事業者は、補完的ルールへの対応をしなくてもよい。

審査で充分性認定に関する補完的ルールへの対応状況を確認する事業者は、「EU 域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報」を日本国内において取り扱う事業者となります。したがって、EU 域内の事業者から個人情報の移転を受けず、また国内事業者から「EU 域内から充分性認定に基づき移転を受けた個人情報」の提供を受けない事業者は、本件のご対応は必要ありません。なお、1) に該当する「EU 域内から充分性認定に基づき移転された個人情報」とは、EU 域内から日本へ越境された個人情報を指し、同一事業者内での移転や、個人情報の第三者提供、委託、事業承継等といった越境の形態に因らずに該当することにご留意ください。

また、国内事業者から「EU 域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報」の委託を受けて取り扱う事業者につきましては、原則として「補完的ルール」への対応状況を確認しませんが、個人情報保護法及び「JIS Q 15001（個人情報保護マネジメントシステム—要求事項）」（以下、「JIS」という）に基づいて、委託元の指示に従い委託の目的の範囲内で取り扱っていることを確認します。

なお、「EU 域内にいる個人の個人データ」を直接取得する事業者につきましては、個人情報保護法及び「JIS」で定められていない事項が多数存在する、GDPR（一般データ保護規則）及び EU 域内各国の法律が適用されることとなりますので、個人情報保護法の遵守を前提として、補完的ルールへの対応とは別に、GDPR 等欧州の法規制に詳しい弁護士事務所などへご相談いただきますようお願いいたします。

## 2. プライバシーマーク審査で確認を行う時期について

2019年1月23日付にて、「日 EU 間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み」が発効され、これにより同日補完的ルールが施行されることとなりました。<sup>3</sup>よって、同日以降の審査では、順次、対応状況を確認します。

---

<sup>3</sup> 個人情報保護委員会「日 EU 間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み発効」

<https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/310123/>

### 3. JIS の A.3.3.1（個人情報の特定）、A.3.3.3(リスクアセスメント及びリスク対策)への対応

#### 【審査での確認】

- ・リスクアセスメント及びリスク対策を行うための手順に基づき「EU 域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報」を特定し、リスクアセスメント及びリスク対策を行った記録を残していること。

補完的ルールの対象となる事業者におかれましては、「EU 域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報」について、個人情報の特定、リスクアセスメント及びリスク対策を行っていただく必要がございます。

なお、GDPR で定義されている「個人データ」は、個人情報保護法及び JIS よりも広い範囲を対象としており、個人情報保護法及び JIS では「個人データ」「個人情報」に該当しない位置データやオンライン識別子（IP アドレスや Cookie 等を含む）も含まれております。

同データの詳細については、個人情報保護委員会の公表資料である「一般データ保護規則の条文」

(<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/gdpr-provisions-ja.pdf>) にある「第 4 条 定義」などをご参照ください。

### 4. 補完的ルールで示される事項への対応

補完的ルールで示される 5 つの事項の要旨と対応例、JIS で対応する項番を以下の（１）～（５）に記します。なお、補完的ルールで示される事項については、あわせて「補完的ルール」本文もご参照ください。また、対応例につきましては一例を示すものですので、実際の運用ルール・運用方法を加味して対応を行ってください。

#### （１）要配慮個人情報

##### 【補完的ルールの要旨】

「充分性認定に基づき提供を受けた個人情報」に「労働組合」、「性生活」、「性的指向」に関する情報が含まれている場合、要配慮個人情報と同様に取り扱う必要がある。

##### 【審査での確認】

- ・「EU 域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報」に「労働組合」、「性生活」、「性的指向」に関する情報が含まれている場合、要配慮個人情報として取り扱うルール・手順があり、運用していること。
- ・あらかじめ書面による本人の同意を得ていること。

##### 【対応例】

・要配慮個人情報の取扱いに関する内部規程等で、対象とする情報に「充分性認定に基づき提供を受けた「労働組合」、「性生活」、「性的指向」に関する情報を含む個人情報」を追加し、これらの情報を要配慮個人情報として取り扱う。

・台帳、リスク管理表等で「充分性認定に基づき提供を受けた「労働組合」、「性生活」、「性的指向」に関する情報を含む個人情報」についても要配慮個人情報として取り扱う。

##### 【JIS で関連する項番】

A.3.4.2.3（要配慮個人情報）

## (2) 保有個人データ

### 【補完的ルールの要旨】

・「十分性認定に基づき提供を受けた個人情報」については、消去することとしている期間にかかわらず、保有個人データとして取り扱う必要がある。

### 【対応例】

・JIS では保管期間に関わらず個人データを保有個人データとして取り扱うことを求めているため、特別な対応は不要。

### 【JIS で関連する項番】

#### A.3.4.4.1 (個人情報に関する権利)

## (3) 利用目的の特定、利用目的による制限

### 【補完的ルールの要旨】

・「EU 域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人情報」の提供を受ける場合、当該個人情報の提供を受ける際に特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録し、その範囲内で当該個人情報を利用する必要がある。

・「EU 域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人情報」の提供を受けた他の国内事業者から、当該個人情報の提供を受ける場合においても、特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録し、その範囲内で当該個人情報を利用する必要がある。

### 【審査での確認】

- ・「EU 域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人情報」については、当該個人情報の提供を受ける際に特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録するルール・手順があり、運用の記録を残していること。
- ・「EU 域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人情報」については、記録確認義務を通じて確認した利用目的の範囲内で当該個人情報を利用していること。

### 【対応例】

・「EU 域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人情報」を台帳管理する際に、台帳に提供元や提供を受ける際に特定された利用目的等を記録し、その利用目的の範囲内でのみ利用する。

・「EU 域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人情報」の取得の経緯を確認し、受領を記録する際に、提供元から特定された利用目的を含めるよう内部規程等を変更する。

### 【JIS で関連する項番】

A.3.4.2.1 (利用目的の特定) A.3.4.2.6 (利用に関する措置) A.3.4.2.8.3 (第三者提供を受ける際の確認) など

## (4) 外国にある第三者への提供の制限

### 【補完的ルールの要旨】

・「EU 域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人情報」を外国にある第三者に提供するに当たっては、以下の①から③のいずれかに該当する場合を除き、本人が同意に係る判断を行うために必要な移

転先の状況についての情報を提供した上で、外国にある第三者に提供する同意を得る必要がある。

- ①当該第三者が、個人の権利利益の保護に関して、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として規則で定める国にある場合
- ②個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける第三者との間で、当該第三者による個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法（契約、その他の形式の拘束力のある取決め又は企業グループにおける拘束力のある取扱い）により、本ルールを含め法と同等水準の個人情報の保護に関する措置を連携して実施している場合
- ③個人情報保護法第 23 条第 1 項各号に該当する場合

**【審査での確認】**

・「EU 域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報」を外国にある第三者に提供する場合、「補完的ルール」に定められた①～③のいずれかに該当する場合でなければ、本人が同意に係る判断を行うために必要な移転先の状況についての情報を提供した上で、外国にある第三者に提供する同意を得るルール・手順があり、そのルールに基づき同意を得ていること。

**【対応例】**

- ・「EU 域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報」を外国にある第三者に個人情報を提供する際に、「補完的ルール」に定められた①～③のいずれかに該当するかを確認する手順を定める。
- ・「EU 域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報」を外国にある第三者に個人情報を提供する際には、「本人が同意に係る判断を行うために必要な移転先の状況についての情報を提供」した上で同意を得よう、内部規程及びその手順上で使用する様式等を変更し、本人同意の有無を記録する。

**【JIS で関連する項番】**

A.3.4.2.8.1（外国にある第三者への提供の制限）

（5）匿名加工情報

**【補完的ルールの要旨】**

- ・「EU 域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報」については、加工方法等情報を削除すること、及び匿名化された個人を再識別することを何人にとっても不可能とした場合に限り、匿名加工情報とみなすことができる。

**【審査での確認】**

・「EU 域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報」については、加工方法等情報を削除することにより、匿名化された個人を再識別することを何人にとっても不可能とした場合に限り、匿名加工情報とみなすルール・手順があり、運用していること。

### 【対応例】

・「EU 域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報」の匿名加工を行う場合については、匿名加工の方法・基準<sup>4</sup>を定める内部規程等に「加工方法等情報を削除すること」及び「匿名化された個人を再識別することを何人にとっても不可能」とすることを定め、内部規程に基づく取扱いを実施する。

### 【JIS で関連する項番】

#### A.3.4.2.9（匿名加工情報）

これらの事項について、JIS で対応する項番を以下にまとめます。

補完的ルールの規定	JIS で関連する項番（関連事項）
(1) 要配慮個人情報	A.3.4.2.3（要配慮個人情報）
(2) 保有個人データ*	A.3.4.4.1（個人情報に関する権利）
(3) 利用目的の特定、 利用目的による制限	A.3.4.2.1（利用目的の特定） A.3.4.2.6（利用に関する措置） A.3.4.2.8.3（第三者提供を受ける際の確認など）
(4) 外国にある第三者への提供の制限	A.3.4.2.8.1（外国にある第三者への提供の制限）
(5) 匿名加工情報	A.3.4.2.9（匿名加工情報）

\* 「保有個人データ」については、A.3.4.4.1 に同等のことが規定されており、消去期間にかかわらず保有個人データとして取り扱う旨が求められていますので、従来どおりのご対応をお願いします。

#### 《参考情報》

- ・「個人情報の保護に関する法律に係る EU 域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」  
： [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/Supplementary\\_Rules.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/Supplementary_Rules.pdf)
- ・「EU 域内にいる個人データを取扱う企業の皆さまへ」（個人情報保護委員会のサイト）  
： <https://www.ppc.go.jp/files/pdf/eukojindata.pdf>
- ・「GDPR について」（個人情報保護委員会のサイト）  
： <https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/GDPR/>
- ・「一般データ保護規則の条文」（個人情報保護委員会による GDPR 条文の仮日本語訳）  
： <https://www.ppc.go.jp/files/pdf/gdpr-provisions-ja.pdf>

以上

---

<sup>4</sup> 「補完的ルール」では“匿名化された個人を再識別することを何人にとっても不可能とした場合に限り”としており、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」で定義された“通常の方法により特定できないような状態にすることを求めるもの”とは異なった匿名加工の方法・基準が求められることとなります。